

信州の環境にやさしい農産物認証要綱 新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;"><u>一部改正 平成 28 年 10 月 20 日 28 農技第 396 号農政部長通知</u></p> <p>(目的) 第 1 条 この要綱は、消費者の「食の安全」や「環境」に対する関心の高まりに対し、長野県の生産者が一定の栽培基準に基づいて生産する農産物の認証について必要な事項を定めることにより、県産農産物に対する消費者の信頼の確保、流通の円滑化及びブランド化を図るとともに、生産者の環境に対する意識の啓発を図り、地球温暖化対策や低炭素社会の実現などを視野に入れた環境と調和のとれた農業を推進することを目的とする。</p> <p>(定義) 第 2 条 この要綱において、「信州の環境にやさしい農産物」とは、土壌診断に基づく適正な土づくりを行ったほ場において、化学肥料（別表 1 に定める肥料及び土壌改良資材を除く。）を「<u>地域慣行施肥量</u>」の 50%以上削減し、<u>化学合成農薬（別表 2 に定める農薬を除く。）を「地区農薬使用回数」の原則</u> 50%以上削減した方法で生産された農産物をいう。 2 この要綱において、「認証」とは、別に定める「信州の環境にやさしい農産物認証基準」（以下「認証基準」という。）に適合した農産物を、知事が認証することをいう。</p> <p>第 3～12 条（略）</p> <p>附 則 この要綱は、平成 20 年 10 月 10 日から施行する。 この要綱は、平成 21 年 11 月 10 日から施行する。 この要綱は、平成 21 年 12 月 16 日から施行する。 この要綱は、平成 24 年 11 月 21 日から施行する。 この要綱は、平成 25 年 12 月 16 日から施行する。 <u>この要綱は、平成 28 年 10 月 20 日から施行する。</u></p> <p>別表 1 （略）</p>	<p style="text-align: center;">一部改正 平成 25 年 12 月 16 日 25 農技第 454 号農政部長通知</p> <p>(目的) 第 1 条 この要綱は、消費者の「食の安全」や「環境」に対する関心の高まりに対し、長野県の生産者が一定の栽培基準に基づいて生産する農産物の認証について必要な事項を定めることにより、県産農産物に対する消費者の信頼の確保、流通の円滑化及びブランド化を図るとともに、生産者の環境に対する意識の啓発を図り、地球温暖化対策や低炭素社会の実現などを視野に入れた環境と調和のとれた農業を推進することを目的とする。</p> <p>(定義) 第 2 条 この要綱において、「信州の環境にやさしい農産物」とは、土壌診断に基づく適正な土づくりを行ったほ場において、化学肥料（別表 1 に定める肥料及び土壌改良資材を除く。）及び化学合成農薬（別表 2 に定める農薬を除く。）について、「地域慣行施肥量」及び「地区農薬使用回数」の 50%以上を削減した方法で生産された農産物をいう。但し、30%以上削減した方法で生産された農産物について、別に定める要件を満たす場合を含む。 2 この要綱において、「認証」とは、別に定める「信州の環境にやさしい農産物認証基準」（以下「認証基準」という。）に適合した農産物を、知事が認証することをいう。</p> <p>第 3～12 条（略）</p> <p>附 則 この要綱は、平成 20 年 10 月 10 日から施行する。 この要綱は、平成 21 年 11 月 10 日から施行する。 この要綱は、平成 21 年 12 月 16 日から施行する。 この要綱は、平成 24 年 11 月 21 日から施行する。 この要綱は、平成 25 年 12 月 16 日から施行する。</p> <p>別表 1 （略）</p>

別表2（要綱第2条関係）

農 薬	基 準
<p>除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤</p> <p>なたね油乳剤 マシン油エアゾル マシン油乳剤 デンブン水和剤 脂肪酸グリセリド乳剤 メタアルデヒド粒剤 硫黄くん煙剤 硫黄粉剤 硫黄・銅水和剤 水和硫黄剤 石灰硫黄合剤 シイタケ菌糸体抽出物液剤 炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹 炭酸水素ナトリウム・銅水和剤 銅水和剤 銅粉剤 硫酸銅 生石灰 天敵等生物農薬 性フェロモン剤</p> <p>クロレラ抽出物液剤 混合生薬抽出物液剤 ワックス水和剤 二酸化炭素くん蒸剤 ケイソウ土粉剤 食酢 燐酸第二鉄粒剤 炭酸水素カリウム水溶剤 炭酸カルシウム水和剤 ミルベメクチン乳剤 ミルベメクチン水和剤 スピノサド水和剤 スピノサド粒剤 還元澱粉糖化物液剤</p>	<p>除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限りこと。</p> <p>捕虫器に使用する場合に限りこと。</p> <p><u>重曹：特定農薬に該当するものに限りこと。</u></p> <p>ボルドー剤調製用に使用する場合に限りこと。 ボルドー剤調製用に使用する場合に限りこと。 <u>土着天敵：特定農薬に該当するものに限りこと。</u> 農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限りこと。</p> <p>保管施設で使用する場合に限りこと。 保管施設で使用する場合に限りこと。 <u>特定農薬に該当するものに限りこと。</u></p>
<p><u>エチレン</u> <u>電解次亜塩素酸水</u></p>	<p><u>特定農薬に該当するものに限りこと。</u> <u>特定農薬に該当するものに限りこと。</u></p>
<p>ポリオキシン（微生物由来天然物質資材） カスガマイシン（微生物由来天然物質資材） バリダマイシン（微生物由来天然物質資材）</p>	

※ 記載されている農薬の使用に当たっては、最新の登録内容を必ず確認してください。

別表2（要綱第2条関係）

農 薬	基 準
<p>除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤</p> <p>なたね油乳剤 マシン油エアゾル マシン油乳剤 デンブン水和剤 脂肪酸グリセリド乳剤 メタアルデヒド粒剤 硫黄くん煙剤 硫黄粉剤 硫黄・銅水和剤 水和硫黄剤 石灰硫黄合剤 シイタケ菌糸体抽出物液剤 炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹 炭酸水素ナトリウム・銅水和剤 銅水和剤 銅粉剤 硫酸銅 生石灰 天敵等生物農薬 性フェロモン剤</p> <p>クロレラ抽出物液剤 混合生薬抽出物液剤 ワックス水和剤 二酸化炭素くん蒸剤 ケイソウ土粉剤 食酢 燐酸第二鉄粒剤 炭酸水素カリウム水溶剤 炭酸カルシウム水和剤 ミルベメクチン乳剤 ミルベメクチン水和剤 スピノサド水和剤 スピノサド粒剤 還元澱粉糖化物液剤</p>	<p>除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限りこと。</p> <p>捕虫器に使用する場合に限りこと。</p> <p>ボルドー剤調製用に使用する場合に限りこと。 ボルドー剤調製用に使用する場合に限りこと。</p> <p>農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限りこと。</p> <p>保管施設で使用する場合に限りこと。 保管施設で使用する場合に限りこと。</p>
<p>ポリオキシン（微生物由来天然物質資材） カスガマイシン（微生物由来天然物質資材） バリダマイシン（微生物由来天然物質資材）</p>	

※ 記載されている農薬の使用に当たっては、最新の登録内容を必ず確認してください。